

足立区地域公共交通活性化協議会規約

(目的)

第1条 足立区地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項に基づき、同法第5条に規定する計画（以下「地域公共交通計画」という。）の作成及び実施に関する協議並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）に基づく協議会における協議を行うことを目的とする。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、東京都足立区中央本町一丁目17番1号、足立区役所内に置く。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域公共交通計画の作成、変更及び進捗管理に関すること。
- (2) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (3) 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）に基づく協議会における協議に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、区内の公共交通にかかる事業の実施に当たり必要なこと。

(組織)

第4条 協議会の委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 公共交通事業者等が指名する者
- (2) 道路管理者が指名する者
- (3) 公安委員会が指名する者
- (4) 交通管理者が指名する者
- (5) 地域公共交通の利用者
- (6) 学識経験者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) 前各号に掲げる者のほか、会長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長と副会長を1名ずつ置く。

(案)

- 2 会長は、委員の互選により定める。副会長は、会長が指名する。
- 3 互選に関し必要な事項は、別に定める。
- 4 会長は協議会を代表し、その会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある場合には、その職務を代行する。
- 6 第2項の規定にかかわらず、協議会の開催が困難な場合には、書面による選任を行うことができるものとする。

(任期)

第6条 委員の任期は6年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、組織等が指名する委員について、同項の任期中に当該指名時に就いている職から別の職に変わるとき又は当該組織等に属さなくなるときは、当該組織等は、新たに委員とするべき者の指名をするものとする。この場合において、当該指名を受けた委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。ただし、欠席する委員からあらかじめ会長あてに、その権限を会長に委任する旨の届出があったときは、当該欠席委員の数を出席委員の数に加えることができる。
- 3 委員は、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ会長あてに届出のあった代理人を協議会に出席させることができる。この場合、当該代理人には、当該委員と同一の権限を付与するものとする。
- 4 会議の議事は、全委員の4分の3以上（代理・委任状を含むものとする。）の賛成で決するものとする。
- 5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときには非公開で行うものとする。
- 6 協議会は必要があると認めるときは、委員以外の者に対して資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 前各号に定めるものの他、会議の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。
- 8 前各項の規定にかかわらず、会議の開催が困難な場合には、書面による開催ができるものとする。
- 9 前項の規定による書面による開催にあたっては、議案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

(案)

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第9条 第3条各号に掲げる業務について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を設置することができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は会長が別に定める。

(事務局)

第10条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は交通計画を所管する課に置き、会議の庶務を行うものとする。

3 事務局に関し必要な事項は会長が別に定める。

(経費)

第11条 協議会の運営に要する経費は、足立区の負担金、国の補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第13条 会長は、必要に応じて協議会に監査委員を置くことができる。

2 協議会の出納監査は、会長が指名する第4条に規定する委員が行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(報償及び費用弁償)

第14条 委員が協議会及び分科会に出席したときには、予算の範囲内で報償を支給することができる。

2 委員等が職務のために要した旅費等の費用は、予算の範囲内で弁償することができる。

3 報償及び旅費等の支給については、足立区の例によるものとする。

(補則)

(案)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、令和6年 月 日から施行する。

足立区地域公共交通活性化協議会会長互選規程

(趣旨)

第1条 この規程は、足立区地域公共交通活性化協議会規約第5条第3項の規定に基づき、足立区地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の会長の互選について必要な事項を定めるものとする。

(会長の決定)

第2条 会長の互選は、候補者が1名の場合は、無投票でこれを決する。候補者が2名以上ある場合は、委員の記名投票によりこれを決する。

(代理人および事後投票)

第3条 委員は、やむを得ない理由で投票を欠席するときは、あらかじめ届出のあった代理人に投票させることができる。もしくは、事後投票することができる。

(投票による決定)

第4条 投票当日の得票数と事後投票による得票数を合計し、得票数が最も多い者を会長とする。ただし、投票当日の得票数が委員の過半数を超えた場合は、事後投票は行わない。なお、得票数が同数の場合は、抽選で決定する。

附 則

この規程は、令和6年 月 日から施行する。

足立区地域公共交通活性化協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、足立区地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第7条第7項の規定に基づき、足立区地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 会議は、原則として公開とする。ただし、足立区地域公共交通活性化協議会規約第7条第5項に基づき会長が判断したものは非公開とすることができる。

2 会議の運営に際しては、公平で公正な協議の推進に努めるものとする。

(会長等の責務)

第3条 会長は、迅速かつ能率的に会議の運営に努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画し、円滑な議事運営に協力しなければならない。

3 会長は、議決の際には、委員の挙手を求めることとし、その結果を宣言するものとする。

(会議の開催等)

第4条 会議の開会及び閉会は、会長が宣言するものとする。

2 委員及び委員以外のオブザーバーは、会長の許可を得た後、発言するものとする。

(会議録の調整)

第5条 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 出席者の氏名

(3) 議題及び議事の要旨

(4) 前各号に定めるものの他、会長が必要と認めた事項

(会議録の公開)

第6条 会議録及び会議資料は、原則として公開する。ただし、第2条第1項ただし書きの規定により、非公開とされた部分については非公開とすることができる。

2 前項に規定する公開に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(傍聴)

(案)

第7条 何人も、第2条第1項ただし書きの規定により会議が非公開にされたときを除き、会議を傍聴することができる。傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 協議会における言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てること等により会議を妨害しないこと。
- (3) 飲食、喫煙及び談話をしないこと。
- (4) ゼッケン、たすき等を着用すること又は旗、プラカード等を掲げること等の示威的行為をしないこと。
- (5) 携帯電話を使用しないこと。
- (6) 会議において、撮影、録音等をしないこと。
- (7) その他会議の妨害となるような行為をしないこと。

(違反に対する措置)

第8条 会長は、会議の進行上支障があると認める場合は、前条の規定に違反した傍聴人に対し、退場を命じることができる。

2 傍聴人は、前項の規定により退場を命じられたときは、速やかに退場しなければならない。

3 会長は、明らかに会議を妨害する恐れがあると認められる傍聴人については、入場を制限することができる。

(傍聴券の交付等)

第9条 会議を傍聴しようとする者は、会議開催ごとに足立区地域公共交通活性化協議会傍聴券（別記様式。以下「傍聴券」という。）の交付を受け、これを所持しなければならない。

2 傍聴券は、協議会当日に先着順により、1人につき1枚交付する。

3 傍聴券の交付を受けた者は、受付簿に住所及び氏名を記入しなければならない。

4 傍聴券の交付を受けた者は、会議室に入場の際、当該傍聴券を事務局に提示し、指定された傍聴席につかななければならない。

5 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場しようとするときは、当該傍聴券を事務局に返還しなければならない。

(規律)

第10条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事を妨げる行為をしてはならない。

2 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、会長の許可を得なければならない。

(案)

(雑則)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が
会議に諮り別に定める。

附 則

この規程は、令和 6 年 月 日から施行する。

足立区地域公共交通活性化協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、足立区地域公共交通活性化協議会規約第10条第3項の規定に基づき、足立区地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項。

(事務局長等)

第3条 事務局長は、足立区都市建設部交通対策課長をもって充てる。

2 事務局次長は、足立区都市建設部交通対策課交通計画係長をもって充てる。

3 事務局員は、足立区都市建設部交通対策課職員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項はこの限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他の文書に関し必要な事項は、足立区において定められている公文書の取り扱いの例による。

(公印の取扱い)

第6条 協議会の公印の種類は、会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印の保管、取扱い等については、足立区において定められている公印の取り扱いの例による。

(雑則)

(案)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

この規程は、令和6年 月 日から施行する。

別 表

名称	形状	書体	寸法	用途	個数	管理者
足立区地域公共交通活性化協議会会長印	足立区地域公共交通活性化協議会会長印	てん書	方 24ミメートル	会長印をもって発する文書	1	事務局長

足立区地域公共交通活性化協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、足立区地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第12条の規定に基づき、足立区地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会計年度)

第2条 協議会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(予算)

第3条 協議会の予算は、足立区の負担金、国の補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会に諮り、その承認を得るものとする。ただし、協議会設立年度の歳入及び歳出予算については、事務局に相当する足立区の担当部署が予算を調製し、協議会設立後速やかに協議会の承認を得るものとする。

3 会長は、前項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに足立区長に提出しなければならない。

(予算の補正)

第4条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに協議会に諮るものとする。

2 前項の規定により協議会の承認を得た場合には、前条第3項の規定を準用する。

(予算区分)

第5条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 会長は、当該年度において臨時かつ特別な理由があるときには、別表第1及び第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用)

第6条 歳出予算の流用は、足立区の例によるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用をしたときは、直近の協議会に報告しなければならない。

(案)

(出納及び支出の手続き)

第7条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第8条 会長は、協議会の事務局職員の中から協議会出納員を命じることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続き)

第9条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、足立区の例により行うものとする。

2 協議会出納員は、次に掲げる簿冊を整え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) その他必要な簿冊

(決算等)

第10条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るに当たっては、規約第13条の規定により定められた監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により協議会の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに足立区長に送付しなければならない。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和6年 月 日から施行する。

(協議会設立年度における予算措置の特例)

2 協議会の設立当初の会計年度は、第2条の規定にかかわらず、協議会が設立された日から翌3月31日までとする。

(案)

別表第 1 (第 5 条関係)

歳入予算の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 国庫補助金	1 国庫補助金
	2 都補助金	1 都補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 雑入	1 雑入

別表第 2 (第 5 条関係)

歳出予算の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 返還金	1 返還金	1 返還金

足立区地域公共交通活性化協議会分科会規程

(目的)

第1条 この規程は、足立区地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第9条第2項に基づき分科会の組織、運営その他必要な事項を定めることを目的とする。

(分科会)

第2条 規約第9条に基づく分科会とその構成員は、別表1のとおりとする。

(事業)

第3条 分科会は、規約第3条各号に掲げる業務について、別表2のとおり専門的な調査、検討を行うこととする。

(分科会会長)

第4条 分科会会長については、協議会の会長が指名する者とする。

(会議)

第5条 分科会は、規約第7条及び足立区地域公共交通活性化協議会会議運営規程に準ずるものとする。

(事務局)

第6条 分科会の事務局は、規約第10条及び足立区地域公共交通活性化協議会事務局規程に準ずるものとする。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、分科会の運営に関して必要な事項は、協議会の会長が会議に諮って定める。

附 則

この規約は、令和6年 月 日から施行する。

(案)

別表 1

分科会名	構成員
地域公共交通分科会	足立区
	国土交通省関東運輸局
	協議項目を付議する公共交通事業者等
	関係住民の代表者
	その他分科会長が必要と認める者
運賃分科会	足立区
	当該運賃等を定めようとする公共交通事業者
	国土交通省関東運輸局
	関係住民の代表者
	その他分科会長必要と認める者

別表 2

分科会名	協議事項	協議会における 取扱い
地域公共交通分科会	地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様に関する事項	分科会で審査後、活性化協議会にて議決を図る。
	国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に基づく、陸上交通における地域の特性や実情に応じた地域に最適な交通手段の提供に関すること。	
	その他分科会長が必要と認める事項	
運賃分科会	道路運送法第9条第4項に規定する運賃等に関すること	分科会で議決後、活性化協議会に報告する。
	その他分科会長が必要と認める事項	

足立区地域公共交通活性化協議会報償及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、足立区地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第14条に基づき、委員の報償及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報償)

第2条 委員の報償は別表のとおりとし、協議会または分科会への出席ごとに支払うものとする。ただし、申し出のあった委員については、これを支給しないものとする。

2 委員が欠席となった場合で、代理のものが協議会または分科会へ出席した場合は、これを支給しないものとする。

3 協議会及び分科会を同日に開催する場合は、双方に出席した委員の報償は1回分を支給するものとする。

(費用弁償)

第3条 委員が、協議会の職務を行うために、特別区以外の区域から出張するとき、費用弁償として、旅費を支給する。ただし、申し出のあった委員については、これを支給しないものとする。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、足立区の例によるものとする。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和6年 月 日から施行する。

(案)

別表

区分	報償額
学識経験者の委員	日額18,000円
上記以外の委員	日額7,000円

備考

- 1 会長の報償は、2,000円を加算した額とする。